



2025年5月2日

各位

所在地 大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
会社名 フジ住宅株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 宮脇宣綱
(コード番号 8860 東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 IR室長 野口恭久
(TEL 072-437-9010)

役員に対する株式報酬制度の一部改定及び継続に関するお知らせ

当社は、役員の業績達成に対する意欲をより高めるインセンティブ効果とその成果に報いることを目的として、本日開催の取締役会において、役員に対する株式報酬制度「役員向け株式交付信託制度」（以下、「本役員向け制度」といいます。）の一部改定（以下、「本改定」といいます。）及び継続を決議し、本改定に関する議案を本年6月開催予定の第52回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本改定及び継続について

当社は、当社の取締役、監査役（社外取締役、社外監査役を除きます。）及び当社グループ会社の取締役（以下、併せて「取締役等」といいます。）を対象とする本役員向け制度について、2020年6月24日開催の第47回定時株主総会において役員報酬として決議され、2021年6月23日開催の第48回定時株主総会において一部改定し、現在に至ります。

今般、当社取締役会は、株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本役員向け制度の内容を一部改定の上、継続することを決定し、本改定に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

本改定は、取締役等に対し本役員向け制度を一部改定の上継続することを通じて、2025年度から始まる中期経営計画を達成するための意欲をより高めるインセンティブ効果を維持しつつ、株価の変動を踏まえた報酬の適正性を確保し、その成果に報いることを目的としております。なお、従前の本役員向け制度の内容につきましては、2020年5月8日に発表しております「従業員及び役員に対する新しいインセンティブ・プランの導入に関するお知らせ」及び2020年7月28日に発表しております「役員向け株式交付信託制度の詳細決定に関するお知らせ」、2021年5月11日に発表しております「従業員及び役員に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

（主な改定項目）

改定後の本役員向け制度の詳細は、「2. 改定後の本役員向け制度の概要」をご参照ください。

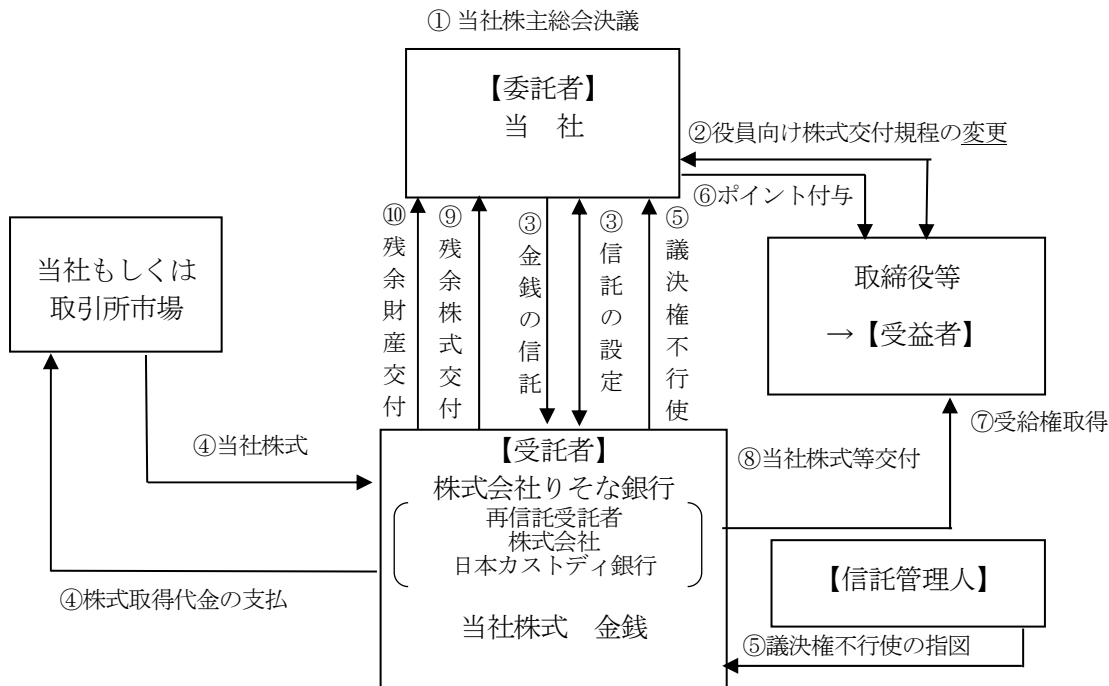
項目	改定前	改定後
当社が拠出する金員の上限	32百万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額。	49百万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額。

2. 本改定後の本役員向け制度の概要

（1）概要

本役員向け制度は、予め当社が定めた役員向け株式交付規程に基づき、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（「役員向け株式交付信託」。以下、「本役員向け信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役等に対して付与するポイントの数に相当する数の当社株式（以下「当社株式等」といいます。）を、本役員向け信託を通じて各取締役等に対して、毎年一定の時期に交付する制度です。

【本役員向け制度の仕組】



- ① 当社は、本株主総会において、本役員向け制度の一部改定に関して承認決議を得ます。
- ② 当社は、本役員向け制度の導入に際し役員向け株式交付規程を制定しており、本株主総会で承認を受ける本改定の範囲内で役員向け株式交付規程を変更します。
- ③ 当社は、本役員向け制度を実施するため、株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出しており、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で本役員向け信託に金銭を追加拠出します。
- ④ 受託者は、追加拠出された金銭等により、当社株式を当社（自己株式の処分）または取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じ取得します。取得する株式数は、本株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本役員向け信託内の当社株式にかかる議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑥ 当社は、役員向け株式交付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑦ 役員向け株式交付規程及び本役員向け信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、当社株式の受給権を取得し、受益者となります。
- ⑧ 受託者は、受益者に当社株式等を交付します。
- ⑨ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により信託契約の変更及び本役員向け信託へ追加拠出を行うことにより、本役員向け制度もしくはこれと同種の株式報酬制度として本役員向け信託を継続利用するか、または、本役員向け信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却するもしくは公益法人に寄附する予定です。
- ⑩ 本役員向け信託の清算時に、当社が拠出する金銭から株式取得資金を控除した信託費用準備金は当社に帰属します。その他の残余財産は、受益者に交付するか、または公益法人に寄附する予定です。

【本役員向け信託の概要】

- ① 名称 : 役員向け株式交付信託
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ④ 受益者 : 取締役等のうち、受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者

- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託契約締結日 : 2020年8月17日
- ⑧ 変更契約日 : 2025年8月（予定）
- ⑨ 信託の期間 : 2020年8月17日から本役員向け信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本役員向け制度が継続する限り本役員向け信託は継続するものとします。）
- ⑩ 議決権行使 : 行使しない
- ⑪ 取得株式の種類 : 当社普通株式

（2）本役員向け制度の対象者

当社の取締役、監査役（社外取締役、社外監査役を除きます。）及び当社グループ会社の取締役（当社と当社グループ会社で兼職する取締役は、本制度上は当社グループ会社の取締役には含めません。）

（3）対象期間

2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「本対象期間」といいます。）とし、当社は、ある対象期間の終了後も、当該対象期間の直後の事業年度から3事業年度（取締役会で別途の期間を決議した場合には当該期間）を新たな対象期間として、本役員向け制度を継続することが出来るものとします（以下、それぞれの継続した期間を「対象期間」といいます。）。

（4）信託期間

2020年8月17日から本役員向け信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本役員向け制度が継続する限り本役員向け信託は継続するものとします。）。

なお、本役員向け信託は、当社株式の上場廃止、役員向け株式交付規程の廃止等により終了するものとします。

（5）当社が拠出する金銭の上限

当社は、本対象期間中に本役員向け制度により当社株式を交付するのに必要な当社株式の取得資金、信託費用及び信託報酬等に充てるため、合計147百万円を上限とする金銭を、対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として拠出します。本対象期間中、147百万円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することが出来るものとします。

また、本役員向け制度が終了するまでの間、各対象期間中、当社は原則として49百万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額を上限とする金銭を追加拠出します。ただし、ある対象期間につき追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始直前日に本役員向け信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の交付が未了のものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は49百万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額の範囲内とします。

（6）本役員向け信託による当社株式の取得方法等

当社は、本対象期間中に本役員向け信託による当社株式の取得として、上記（5）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式の処分によりこれを実施します。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本役員向け信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合、上記（5）の信託金の上限の範囲内で、本役員向け信託に追加で金銭を信託し、取引先市場を通じてまたは当社からの自己株式の処分により当社株式を追加取得することがあります。

（7）取締役等に対する交付に充てられる当社株式数の算定方法及び上限

上記（3）の対象期間中の毎年3月末の取締役等に対して、当該事業年度の業績確定後同年6月末日までに、年間付与ポイントが付与されます。

取締役等の年間付与ポイント＝役位別基本ポイント

【役位別基本ポイント】

役位別基本ポイントは、中期経営計画の目標実績（連結売上高）を達成した場合のみ、付与されます。

当社が取締役等に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり取締役35,000ポイント、監査役1,500ポイント、グループ会社の取締役12,000ポイント（相当する株式数は取締役35,000株、監査役1,500株、グループ会社の取締役12,000株）の合計48,500ポイント（相当する株式数は48,500株）を上限とします。

また、本対象期間中の3事業年度に付与するポイント数の合計は取締役105,000ポイント、監査役4,500ポイント、グループ会社の取締役36,000ポイント（相当する株式数は取締役105,000株、監査役4,500株、グループ会社の取締役36,000株）の合計145,500ポイント（相当する株式数は145,500株）を上限とします。

継続後の対象期間に付与するポイント数の合計は取締役105,000ポイント、監査役4,500ポイント、グループ会社の取締役36,000ポイント（相当する株式数は取締役105,000株、監査役4,500株、グループ会社の取締役36,000株）の合計145,500ポイント（相当する株式数は145,000株）を上限とします。

下記（8）の当社株式等の交付に際し、1ポイント当たり当社株式1株と換算し、1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、当社株式の交付は100株未満を四捨五入し100株単位で行います。

ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等が行われた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

取締役等が給付を受ける権利を取得することとなる当社株式等に相応する累計ポイントは、対象期間中に付与された年間ポイントの累計となります。

（8）取締役等に対する当社株式等の交付の時期

取締役等に対する上記（7）の当社株式の交付は、取締役等が信託期間中の毎年一定の時期に、所定の受益者確定手続を行うことにより、本役員向け信託から行われます。

（9）信託内の当社株式の議決権行使

本役員向け信託内の信託財産である当社株式に係る議決権は、信託の経営からの独立性を確保するために一律不行使とします。

（10）信託内の当社株式の配当の取扱い

本役員向け信託内の当社株式に係る配当金は本役員向け信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。

なお、本役員向け信託が終了する場合において、本役員向け信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本役員向け制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人等に寄附することを予定しております。

（11）信託終了時の取扱い

本役員向け信託は、役員向け株式交付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本役員向け信託終了時における本役員向け信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却する、または公益法人に寄附することを予定しております。

本役員向け信託終了時における本役員向け信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累積ポイントに応じて、按分して給付する、または、公益法人に寄附することを予定しております。

以 上